

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名：丹波市柏原福祉センター「木の根センター」】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック 1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	本施設は市民の福祉の向上及び地域福祉活動の促進をはかるため設置されており、公共施設として管理すべき施設である。また、法令等の制限が特段定められていないため、指定管理者制度の導入が可能である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック 2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	他市においても、社会福祉協議会や社会福祉法人等が指定管理者を担っており、民間事業者による継続した事業運営が可能である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック 3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、複数年を安定した経費で事業運営が行える。また、民間事業者が運営することで、より利用者に即したサービスが提供でき、自主事業との相乗効果により、利用者も増やすことができる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 指定管理者制度の導入が適当と認める		○	(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

- ：判定の視点について、基準を満たしている。
- △：判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×：判定の視点について、基準を全く満たしていない。